

令和2年4月16日

保護者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 八 幡 屋 小 学 校
校 長 松 本 容 子

令和2年4月20日から5月6日までの臨時休業期間中の
学習課題等の配付・回収について（お知らせ）

平素より本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年4月8日（水曜日）から5月6日（水曜日）まで、臨時休業を実施しているところです。

引き続き、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続することができるよう、学習課題の配付・回収等について、次のとおり実施しますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限の要請（休業要請）が出されている状況であることをふまえ、これまで行っておりました、学校から家庭へのご連絡については当面中止させていただきますが、各ご家庭におかれては、引き続き、毎朝体温を測る等、健康観察を行い、「健康観察表」へ記入いただき、4週間保管いただきますようお願いいたします。なお、お子様に発熱等のかぜの症状がみられる場合、お子様または同居ご家族が濃厚接触者と認定された場合や感染が判明した場合は、学校へのご連絡をお願いいたします。

なお、「緊急事態宣言」に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 4月22日（水曜日）～4月24日（金曜日）に、5月6日までの学習課題等を配付し、児童生徒が計画的に学習できるようにします。保護者の方来校をお願いします。
- ・ 受付時間は、午前9時00分～午後1時00分とします。この間に来校することができない場合は、個別に相談に応じますので、ご連絡ください。
- ・ 来校の際は、スペースを設けできる限り短時間で受け渡しを行う、受け渡し前後に手洗い・消毒をするなど、万全の感染症対策を講じますので、ご協力ください。また、来校者数を少なくする観点から、きょうだい分等はまとめて受け渡します。
- ・ 課題等の回収は学校再開後（再開時期は未定）となりますが、回収後に児童生徒の学習状況を点検しますので、その旨をお子様にお伝えください。